

議案第 67 号

田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和 2 年人事院勧告の趣旨に沿って期末手当の額の改定を行う国の特別職に準じ、本市の市議会議員の期末手当の額を改定しようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

第2条 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。